

## 令和4年度 京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 議事概要

日時:令和5年1月26日(木) 15:00～

場所:福岡県豊前総合庁舎 4階 大会議室 及び Web 会議(「Webex」を利用)

- 議事: (1)協議会規約の改定  
(2)流域治水プロジェクト公表内容の更新について  
(3)事務局からの情報提供  
(4)関係機関からの事例紹介  
(5)今後のスケジュール(案)

### 議事概要:

#### (1)協議会規約の改定

「資料3」により、以下の内容を事務局より説明し、了承が得られた。

- ・幹事会メンバーを以下の通りに変更。

苅田町 施設建設課長 → 同 建設課長

苅田町 防災・地域振興課長 → 同 総務課危機管理室長

林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署 次長 → 同 森林土木指導官

福岡県 京築県土整備事務所 地域整備主幹 → (削除)

#### (2)流域治水プロジェクト公表内容の更新について

「資料4」により、以下の内容について事務局より説明し、了承が得られた。

- ・「資料4」は、今年度の幹事会において、プロジェクトに位置づけた取組の実施状況を確認のうえ取りまとめた「流域治水プロジェクト」の更新(案)となる。
- ・「流域治水プロジェクト」は、流域内のあらゆる関係者が一体となって流域全体で取り組む流域治水対策の全体像をとりまとめたものであり、本県において、その資料構成は、位置図、ロードマップ、取り組みの紹介からなる。
- ・位置図の更新点は、新たな取組を追加したこと、今年度末までに完了見込みの取組が分かるように表現したこと、また、流域治水を進めるにあたって考慮すべき「グリーンインフラ」の考えを表現したことである。
- ・ロードマップの更新点は、新たな取組を追加したこと、今年度末までに完了見込みの取組が分かるように表現したことである。
- ・取り組みの紹介の更新点は、新たな紹介資料を追加したことであり、本圏域においては27の紹介資料となる。

### (3)事務局からの情報提供

「資料 5」により、以下の内容について事務局より説明。

- ・関係者による流域治水の施策の具体化・実践に役立ててもらうことを目的に国が作成した「流域治水施策集」について紹介。実施主体別の施策目的、役割分担、支援制度、推進のポイント等が整理されている旨を説明。
- ・流域治水対策に資する地方単独事業を対象として拡充された「緊急自然災害防災対策事業債」について紹介。
- ・流域治水の実効性を高めるために整備された「特定都市河川浸水被害対策法」について紹介。今回の法改正により指定対象が広がったことや、法制度の概要等を説明。

以下の内容の質疑応答を行った。

(豊前市 後藤市長)

- ・本圏域の河川は、特定都市河川指定の要件を満たすのか。

(事務局)

- ・河川指定にあたっては、幾つかの要件へ該当することが必要である。該当の有無は、詳細に確認する必要があるが、個別説明は可能なため、事務局へ連絡頂きたい。

### (4)関係機関からの事例紹介

「資料 4」の取り組みの紹介により、以下の内容について各機関より説明。

#### ①添田町

- ・迅速な避難行動を促すことを目的に、防災ラジオを各家庭に配布し、令和3年10月から運用している取組を紹介。

#### ②吉富町

- ・ため池の漏水、決壊がないように、地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価を行い、評価結果にもとづき、経過監視、補修、防災工事等を実施し、ため池の適正な管理を行っている取組を紹介。

#### ③県河川整備課

- ・長峽川水系井尻川、小波瀬川、江尻川水系江尻川における河川整備の進捗状況について説明。

### (5)今後のスケジュール(案)

「資料 6」により、以下の内容を事務局より説明し、了承が得られた。

- ・4 圏域全ての協議会が終了後、資料の最終調整を行い、今年 3 月にプロジェクトの更新版を公表予定。
- ・来年度も今年度と同様に、流域治水対策等における情報共有や、プロジェクトの更新を行っていく予定。

## (6)意見交換

(豊前市 後藤市長)

- ・流域治水は、流域全体で水を集中させないこと、時間的に分散させること、それにより災害を未然に防ぎ、被害を軽減させていくことが狙いと思う。そのためには、行政の取組みに加えて、住民の方々にどのように参加いただくかが重要であり、それぞれの役割を担っていただけるための情報提供が必要となる。
- ・例えば、ため池の場合は、まず、浚渫をして貯水量を増やし、事前放流する時に農家や地域の皆さんに事前に了解を求めることが基本となる。ため池をダム代わりに使っていくためには、やはり地元の方々を巻き込まないといけない。田んぼダムについても同様であり、田んぼダムの結果、下流域の市街地に住む人たちの安全につながることを理解いただき、下流域の人たちもそれぞれ、自分の敷地に降った雨は、例えば、雨水ますによって雨水を地下に戻したり、タンクに貯めて有効利用する方法により、自分のところで処理していただく。
- ・河川が小さくてダメだから、どこかに貯水施設を作るというやり方とは違い、住民の方々にできることを伝えていき、行政が伝えながら支援していく体制がやはり必要と思う。
- ・宅地化が進み、流入する雨水が増え、河川が相対的に小さくなったように見える。さらに、豪雨となって、それをもっとひどいものに行っていることが、今起こっている危機であり、少しでも外に出す水を減らしていく。それを企業も含めて、地域の力を借りながらやっていく。そのためには、住民の方々に対して、我々が今取り組んでいることについて、お知らせして伝えていく。これは、基礎自治体である我々の仕事になると思う。そこを県の皆さんと一緒に、分かりやすく伝えるようなツールを映像で作ったり、漫画のような劇画を作るなどし、伝えていくことによって、住民の方々が私も参加しようとなることが期待される。
- ・市営管理の鈴子川は、上流にため池、河川、田んぼがあるところで、住民の方々にも参加いただき、田んぼダムまで含めて取り組んでいく。さらに、荒れ果てた農地もあるので、そのようなところをビオトープのようにして、氾濫した水がそこに集まるようにする。霞堤など、日本が築いてきた伝統的な治水技術も上手く取り入れながら、荒地、荒廃農地を活用し、様々な生物が住めるような生物多様性を有した空間にする。普段は、普通の公園となっているところも、様々な動物や昆虫がいる、そのような所にしながら、いざとなった時にはそこに水が貯まるようにする。そして、そのような農地を買うときに、そこを遊水池として使えるように地域の了解を得て、地域の皆さんの力を借りて、そこに水が貯まるようにして減災につなげていく。そのためにも地域の住民の方々に、流域治水の理念、考え方を紹介するようなことをしていかなければいけない。
- ・特に学校でも、このようなことを副読本のような形で教えていくと、子どもたちも雨水を大切にしていこうという動きに変わってくるかもしれない。そのようなことをぜひ考えていただきたい。私たちもできる限りしっかり取り組んで行きたいと思う。

(築上町 新川町長)

- ・「ため池の補強・有効活用」として、町にはため池が約 200 箇所あるが、121 箇所については、重点的に農業用ため池のハザードマップを作成して、ホームページで掲載、周知を行っている

る。また、防災工事の推進計画に基づき、劣化状況評価、耐震診断を実施している。調査結果を見て、対策が必要と判断されるため池については、防災工事及び耐震工事の実施を検討し、適正な管理に努めている。

- ・「ため池の有効利用」としては、ため池管理者に水位を下げるようお願いしている。また、町には100万トン貯留する農業用の小川ダムがあるが、利水ダム等における事前放流の運用ということで、大雨予想時には放流を行いながら水位を下げていく管理を、町が主体的に実施している。
- ・県管理河川では、今年度、多くの川の浚渫工事を行っていただき感謝している。草木の繁茂が非常に多く、除草作業を行っているが、数年で再繁茂するので対処法について検討願いたい。また、一部、堤防が弱いところがあるので、改修の検討も願いたい。
- ・流域治水対策については、引き続き、県から支援をいただきながら、町も流域一体となった対策に取り組んでいきたい。普通河川についても、地域の要望を踏まえ、万全の体制で浚渫等を行っている。

(福岡県 県土整備部 河川整備課 北野課長)

- ・下流域であれば、県南部においては発達したクリークを活用し、先行排水を行ったり、クリークに水を貯める取組も生まれている。また、都市部が進んだ地域のため池では、耕作地が無くなったものを、利水に切り替える動きもある。そのようななか、我々が留意すべきは、地元の方々にもどのように取組を理解いただき、少しずつ貯めていただく気持ちを持っていただくか、そのための行政からのアナウンスが一番大事と思う。
- ・県も今年度、子どもたちにも分かり易いようにキャラクターを設定したパンフレットを作り、様々な場面で出している。小さな子供たちが理解することが家庭で一番周知されると考えるので、学校に話を持ち掛けることも考え、色々な手を考え、あらゆる機会を通じて、流域治水を広げていきたい。
- ・当然ながら、流域治水の根幹となる河川改修についても、精一杯進めていくが、河川に流れる量を少しでも減らすために雨水を地下に浸透させる、もしくは、河川のピークを抑えるために一時的に雨水を貯留することもご理解いただき、河川の負担を少しでも減らすことができれば、河川改修の効果もさら大きくなると思うので、市町村の皆様にもご協力をお願いしたい。

(林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署 佐藤署長)

- ・本圏域においては、私どもの国有林が一番標高の高いところに位置し、大分県との境の尾根筋に分布しており、そこには人工植栽した杉やヒノキの人工林があるので、その間伐を的確に進めることが、この流域治水プロジェクトの中では、大きな仕事となっている。
- ・人工植栽した林は間伐をしないと、混みすぎた林にいずれなってしまう、混みすぎてしまうと、下層の植生がなくなり、下層の植生がなくなると、そこに住む土壌生物も少なくなり、土壌の中に水を溜め込むべき空隙がなくなってしまう。そうならないように、適宜、間伐を行い、できるだけ下層に光が入るようにしている。それにより、雨水を地面に浸透させ、少しでも河川の負担を減らすことができると考えているので、引き続き実施していく。

・国有林の下流域には私有林があるが、私有林においては、林野庁全体として間伐を推進している。平成30年に森林経営管理法が制定され、令和元年からその運用が開始。その法律は、森林所有者の人工林を、経営ができる森林とできない森林に区別し、また、その森林所有者に作業を委託するか否かの意向を伺い、作業を委託する場合は、令和元年度から始まった森林環境譲与税を財源に森林整備をすることができるようになった。その森林環境譲与税は、今後、令和6年から始まる森林環境税が財源になり、地方公共団体に配布されるが、それが継続して配布されることになるため、林野庁全体で、各県・各市町村をサポートする形で、できるだけ間伐の推進に取り組み、流域治水に少しでも貢献できればと考えている。

以上

